

別紙

鳥取県立米子養護学校通学バス（誠道コース）運行管理業務仕様書

- 1 運行車両 大型車等貸切バス（正座席 47座席以上）1台
- 2 輸送人員 学校の指定する児童・生徒及び付添者（最大44名）
- 3 運行回数 1日1便 *学校行事等により変更する場合がある。
年間運行予定日数約203日（203便）
日程は、別添1「令和5年度通学バス年間運行予定表」のとおり
- 4 運行経路、停留所及び時刻
 - (1) 運行経路、停留所
【登校便のみ】 誠道集会所～大篠津町駅～弓ヶ浜展望台～学校（別添2参照）
 - (2) 時刻
【登校便のみ】 7時50分 誠道集会所 発 ～ 8時45分 学校着
- 5 受注者の介助員職務
受注者は運行に当たって、介助員1名添乗させることとし、介助員は次に掲げる職務を遂行すること。
 - (1) 通学バスの車内における児童生徒の監督。
 - (2) 児童生徒がバスに乗降する際の介助その他安全のための処置。
 - (3) その他、本校の介助職員が指示したこと。
 - (4) 試走時に、児童生徒にかかる緊急対応訓練を実施するので、運転手とともに参加すること。
- 6 その他の条件（故障等により代替バスを使用する場合についても同様に対応すること。）
 - (1) 乗客席には、シートベルトを設置すること。
なお、走行中やむを得ず児童生徒の介助業務に従事する場合に備え、急ブレーキ、急ハンドル等予測できない状況下における身体保持に耐えうる手すり等を装備し、当該職員のけが・転倒防止対策等を講じること。
 - (2) 必要に応じて、チャイルドシート等を設置すること。
 - (3) 任意保険は、対人無制限の保障があること。
なお 事故・トラブル発生時の緊急連絡体制及び緊急対応マニュアルを提出すること。
また、ドライブレコーダー等を装備し、車外(前後左右全て)・車内(全ての乗員が映ること)の状況を記録し、学校の求めに応じて映像・音声データを提出すること。
 - (4) 通学バスには、児童生徒にかかる緊急対応のため、バス専用携帯電話1台を常備するとともに、緊急対応用(救急車等付添人用)として1台を準備すること。
 - (5) 運行経路、停留所及び時刻は、必要があれば協議のうえ、変更することができる。

- (6) 発注者は当月運行予定表を受注者へ前月25日までに送付する。
- (7) 発注者は月間運行予定を変更しようとするときは受注者へ1週間前までに連絡し協議する。
- (8) 発注者は特別な事情で臨時休業日となる場合、前日午後5時までに受注者へ連絡する。
非常事態等緊急時は、当日午前6時までに決定し、速やかに受注者へ連絡する。
- (9) 異常気象(台風、大雨、大雪等)道路状況等やむを得ない事由により運行ができないときは、
双方協議の上最善の方法をとる。なお、運行中のバス位置情報を学校・保護者が随時把握できる
よう、スマートフォンのアプリ等を活用したシステムを準備すること。
- (10) 本校バス運行日誌について、下校便到着後は厳重に保管し、次の登校便運行の際に介助職員
に手交すること。(ただし、長期休業期間中を除く。)
- (11) 受注者は、業務を履行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務委
託契約特記事項」を遵守しなければならない。
- (12) 受注者は、感染症予防対策の徹底をはかり、本校からの依頼に対して積極的に協力すること。
- (13) この仕様書は、令和5年4月1日以後、必要の都度、発注者と受注者が協議のうえ、随時改
定する。